

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第28号

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計規則（昭和29年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定納付受託者の指定)</p> <p>第7条の3 市長は、<u>法第231条の2の3第1項</u>に規定する<u>指定納付受託者</u>（以下「<u>指定納付受託者</u>」という。）を指定するときは、あらかじめ会計管理者に合議するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>指定納付受託者</u>の指定、指定の内容の変更又は指定の取消しをしたときは、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>(指定代理納付者の指定)</p> <p>第7条の3 市長は、<u>法第231条の2第6項</u>に規定する<u>指定代理納付者</u>（以下「<u>指定代理納付者</u>」という。）を指定するときは、あらかじめ会計管理者に合議するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>指定代理納付者</u>の指定、指定の内容の変更又は指定の取消しをしたときは、その旨を告示しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前の瀬戸市会計規則の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。